

平成30年12月14日（金曜日）

議 事 日 程

平成30年12月14日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第35号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件から議案第43号 平成30年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）まで

（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第1 議案第44号 舟橋村教育委員会委員任命の件

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第2 選挙第1号 常願寺川右岸水防市町村組合議会議員選挙について

追加日程第3 議員提出議案第1号 舟橋村議会議員の定数に関する条例一部改正の件について

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君

8 番 前 原 英 石 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金 森 勝 雄 君
副 村	長	古 越 邦 男 君
教 育	長	高 野 壽 信 君
総 務 課	長	松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課	長	吉 田 昭 博 君
会 計 管 理 者		田 中 勝 君
代 表 監 査 委 員		吉 川 良 二 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 前 原 靖

午前10時00分 開議

○議長（川崎和夫君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成30年12月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第35号から議案第43号まで

○議長（川崎和夫君） 日程第1 議案第35号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件から議案第43号 平成30年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（川崎和夫君） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

本日、総務教育常任委員長である明和善一郎君から、体調不良のため、副委員長の田村 馨君に報告の代読の申し出がありましたので、田村副委員長に報告の代読をお願いします。

総務教育常任副委員長 田村 馨君。

○総務教育常任副委員長（田村 馨君） 本日、総務教育常任委員長である明和委員長から、体調不良のため、報告書の代読の申し出がありましたので、副委員長である私、田村が報告書の代読を行います。

本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第35号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、議案第36号 認定こども園前駐車場条例制定の件、議案第37号 公益的法人等への舟橋村職員の派遣等に関する条例一部改正の件及び議案第40号 平成30年度舟橋村一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管部分であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会

一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（川崎和夫君） 次に、産業厚生常任委員長 森 弘秋君。

○産業厚生常任委員長（森 弘秋君） 本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第 38 号 舟橋村道路占用料条例一部改正の件、議案第 39 号 専決処分の承認を求める件、議案第 40 号 平成 30 年度舟橋村一般会計補正予算（第 4 号）のうち当委員会所管部分、議案第 41 号 平成 30 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 42 号 平成 30 年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）及び議案第 43 号 平成 30 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（川崎和夫君） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（川崎和夫君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（川崎和夫君） これより、各案件に対する討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（川崎和夫君） これより採決いたします。

まず、議案第 3 5 号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第 3 5 号 舟橋村の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 6 号 認定こども園前駐車場条例制定の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第 3 6 号 認定こども園前駐車場条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 7 号 公益的法人等への舟橋村職員の派遣等に関する条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する総務教育常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第 3 7 号 公益的法人等への舟橋村職員の派遣等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 3 8 号 舟橋村道路占用料条例一部改正の件について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第 38 号 舟橋村道路占用料条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号 専決処分の承認を求める件について採決します。

この案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第 39 号 専決処分の承認を求める件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号 平成 30 年度舟橋村一般会計補正予算（第 4 号）について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第 40 号 平成 30 年度舟橋村一般会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号 平成 30 年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）及び議案第 42 号 平成 30 年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）及び議案第 43 号 平成 30 年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）の 3 件を一括して採決します。

以上の案件に対する産業厚生常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、産業厚生常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第 41 号から議案第 43 号までの 3 件は、原案のとおり可決されました。

日 程 の 追 加

○議長（川崎和夫君） お諮りします。ただいま、村長から、議案第44号 舟橋村教育委員会委員任命の件が提出されました。

これを日程に追加し、議案第44号を追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

議 案 第 4 4 号

○議長（川崎和夫君） 追加日程第1 議案第44号 舟橋村教育委員会委員任命の件について議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（川崎和夫君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） それでは、本日、追加提案いたしました議案について、ご説明を申し上げます。

議案第44号 舟橋村教育委員会委員任命の件につきましては、喜渡浩明委員が平成30年12月28日をもって任期満了となります。引き続き喜渡浩明氏にお願いしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（川崎和夫君） これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（川崎和夫君） お諮りいたします。本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（川崎和夫君） これより採決いたします。

議案第44号 舟橋村教育委員会委員任命の件について採決します。

議案第44号について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日 程 の 追 加

○議長（川崎和夫君） お諮りします。選挙第1号 常願寺川右岸水防市町村組合議会議員選挙について、これを日程に追加し、選挙第1号を追加日程第2として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第1号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

選 挙 第 1 号

○議長（川崎和夫君） 追加日程第2 選挙第1号 常願寺川右岸水防市町村組合議会議員選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

常願寺川右岸水防市町村組合議会議員に

舟橋村東芦原177番地 長瀬 榮 市 君

舟橋村国重123番地 佐渡 茂 美 君

の2名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました長瀬榮市君、佐渡茂美君を常願寺川右岸水防市町村組合議会議員の当選人にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました長瀬榮市君、佐渡茂美君が常願寺川右岸水防市町村組合議会議員に当選されました。

日 程 の 追 加

○議長（川崎和夫君） お諮りします。ただいま、森 弘秋君から、議員提出議案第1号 舟橋村議会議員の定数に関する条例一部改正の件について提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第3として議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第3に追加し、議題とすることに決定しました。

議 員 提 出 議 案 第 1 号

○議長（川崎和夫君） 追加日程第3 議員提出議案第1号 舟橋村議会議員の定数に関する条例一部改正の件について議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（川崎和夫君） 提案理由の説明を求めます。

4番 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） 舟橋村議会議員の定数に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

議会改革が全国的に議論される中、その範疇である議員定数の議論も例外ではない。

当議会においては、議会広報の発行、インターネット配信、常任委員会の傍聴等に取り組んできたが、現在進行形であり、より以上の改革を進めるために議員定数の削減を図るものであるが、この問題は、議員の質を高め、不断の研鑽によって、少数の議員ながら対応が可能と考えるのが相当である。

また、民意を効果的に反映させるかは、議員自らの不断的努力、かつ議会報告会など、基本的に議会が重い決断をもって身を切ることが議会改革と考えられる。

地方自治法第91条第2項2号で人口2千人以上5千人未満の町村は、14人を超えない範囲内と定めており、何名の議員構成で行うことが妥当なのかの定数までを定めていない。各町村の客観的な判断のもと、条例にゆだねられ制定されている。

こうしたことを鑑みれば、定数を削減しても十分に村民の負託に応えられることが可能ととらえ、例えば、審議が簡潔に効率的に運営できる。削減により、健全財政が図られ、行財政改革につながる。地方政治への関心の低さや不信感を払しょくすることが可能となる。などの理由により議員削減を提出するものである。

○議長（川崎和夫君） 提案理由の説明が終わりました。

(質 疑)

○議長(川崎和夫君) これより、この案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川崎和夫君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

○議長(川崎和夫君) お諮りいたします。この案件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川崎和夫君) ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

1番 田村 馨君。

○1番(田村 馨君) 1番田村馨でございます。議員提出議案第1号 舟橋村議会議員の定数に関する条例一部改正の件について反対討論を行います。

今回の条例改定は、現行8人の議員定数を1人削減し、7人とするものであります。以下、4点の理由で反対を申し上げます。

第1は、定数削減で住民の声を届きにくくするとともに、住民の政治参加を狭めることです。

村議会は本来、住民の声をできる限り反映することが議会制民主主義の基本であります。また、定数削減は、議員になる条件、門戸を狭めることにほかならず、政治を志そうとする方々にとって、立候補しづらくし、住民の政治参加を制限するものです。

住民には多様な意見があり、地区からはさまざまな要望があり、地域の声を隅々からくみ上げることが大事なことであります。これを村政に反映させるためにも、8人の議員は必要であります。

第2に、定数削減は議会の機能を低下させるものです。

議会は、一人一人の議員を通じて、執行部に対し、住民や地区の要望を伝える役割、地方自治体という団体意思の決定を行う議決機関としての役割、執行部に対する監視機

関としての役割があり、定数を削減すると、その機能を低下させることになります。

議員は住民を代表して審議、決定するのですから、現在3,000人を超える住民を代表するにふさわしい定数が必要です。

地方分権時代において、議会に求められているのは、議員定数の削減ではなく、住民の多様なニーズや意思を正確に反映できる議員の数であり、議会、議員の本来の役割が発揮できるよう質的向上を図ることです。

第3に、審議が極めて非民主的です。

議員定数は議会の構成にとって極めて重要であるにもかかわらず、今12月定例会最終日の本日、12月4日に追加日程として突然議員提案され、たった2回の議会全員協議会での審議のみで本日の本会議で採決することは、議会制民主主義の破壊であり、強行採決と言わざるを得ません。

また、今回の定数削減の件は、住民には全く知らされていません。反対意見が出ることを恐れて住民に意見も求めず、そして住民の知らないところで大事なことを押し通してしまう行為は到底許されるものではありません。そもそも議員の定数というのは、村民が決めることです。

第4に、定数削減ではなく、より村民に開かれた議会、活発な議論が保障される改革こそ今行うときではないでしょうか。

今必要なのは、議会と議員活動の質を向上する議会改革をさらに前に進めることです。舟橋村議会はこれまでも議会改革を積極的に行い、常任委員会などの傍聴、インターネットによる本会議の中継などを実現してきました。

今後もさらに議会、議員が常に自己研さんを行い、村民のために働く議会にするための議会改革が必要であって、村民と村政のパイプを細くしてしまう定数削減は認められません。

以上申し上げまして、今回の議員提案に対する反対討論といたします。

○議長（川崎和夫君） ほかに討論ありませんか。

8番 前原英石君。

○8番（前原英石君） 前原でございます。私は、先ほど提案されました舟橋村議会議員の定数に関する条例、第1条中、議員定数「8名」とするを、議員定数「7名」とするに賛成の立場で討論をいたします。

昨今、二元代表制の一翼を担う地方議員のあり方が問われている。議会の役割とは、

行政に対するチェックや条例を設け、改廃すること、そして最大の権限と責任は議決権の行使である。したがって、私たち議員は、住民の声や自らの調査研究から得た結論を村政に反映させることにとどまらず、より正確で適正な判断が下されるための審議方法にも着眼していかなければならない立場、地位にある。

しかし、現実問題として、舟橋村議会議員が何人の議員構成で議会を運営していくことが妥当なのかという客観的根拠については、現在、全くないのが現実である。したがって、現在の議員定数 8 名を保たなければ議会運営が成り立たない、村民の負託に応えられないという考えにも、当然根拠がないということになる。

また、舟橋村議会の議員定数は、昭和 46 年 4 月に、12 名から現在の 8 名に 4 名の削減を行っている。今では、前回削減を行った当時に比べ、村を取り巻く現況は大きく様変わりし、住民の価値観、ニーズも多様化してきているが、同時にそれに対応していくべく、情報公開制度やインターネットの普及などで一般質問の質の向上や議員が審議する上で欠かせない情報等が瞬時に得られるようになってきていることなどから、1 名の削減を行っても余りあるものであると考える。事実、以前に比べ一般質問者が増え、内容についても核心に迫る内容のものが増えてきていることや、議論の質についても一段と深みが増してきている。

そのような現状の中においても、それに甘んじることなく、議会は住民からの理解や信頼が得られるよう、一人一人が質の向上に努め、少数精鋭の目的集団となり、スピーディーで活力ある議会となるよう努力していかなければならない。

しかし、一方では、舟橋村議会選挙はこれまで 2 期連続無投票となっており、議会に対する関心が薄れてきていることなどから、議会としてもそのような現実に対して危機感を感じており、議会日程の見直し、インターネットによる議会中継、委員会の活性化、議会広報の発行など、住民に関心を持たれ、開かれた議会となるよう活性化を進めてきている。

同時に、これまでも議員定数についての議論は、改選前の時期だけではなく行われてきている。さらに、既に議員定数削減を行った自治体から、議員数が削減されて住民生活に支障を来した。協働のまちづくりが後退した。また、チェック機能が働かなくなってきた。財政状況が悪化してきた等の報告は聞いていないということなども削減理由の一つである。

1 名の議員削減は、議員からしてみれば狭き門となり、今まで以上に厳しい選挙戦と

なることが予想される。しかし、あえて厳しい選択をすることが今まで以上に住民や現場で働く職員、議員との信頼を築くきっかけになることを確信する。それこそが議員定数削減の最大の効果であると申し上げ、本案に対しての賛成討論といたします。

以上、終わります。

○議長（川崎和夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） 討論がないようですから、以上で討論を終わります。

（採 決）

○議長（川崎和夫君） これより採決いたします。

議員提出議案第1号 舟橋村議会議員の定数に関する条例一部改正の件について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川崎和夫君） 起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

○議長（川崎和夫君） 次に、日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川崎和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査の申し出一覧

委員会名	所管事務調査事項
議会運営委員会	1 議会の運営に関する事項 2 議会関係の条例及び規則に関する事項 3 議長の諮問に関する事項
総務教育常任委員会	1 村政の重要施策の推進に関する事項 2 防災対策の強化に関する事項 3 行財政の効率的な運営に関する事項 4 学校教育の充実に関する事項 5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6 消防の充実、強化に関する事項 7 他の常任委員会に属しない事項
産業厚生常任委員会	1 生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2 村民の健康維持、増進に関する事項 3 住民福祉の増進に関する事項 4 農業の振興対策に関する事項 5 商工業及び観光の発展に関する事項

○議長（川崎和夫君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村 長 挨拶

○議長（川崎和夫君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案9件につきまして、満場一致の可決、ご同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日追加議案の議員提出議案では、議員定数の削減について賛成多数で可決されたことであります。私から申し上げるまでもなく、本村にはコミュニティの希薄化や近い将来の急激な高齢化をはじめとする諸課題がある中で、議員の皆さんは村民の声を村政に反映させるべく、日々ご尽力をいただいているところであります。

しかしながら、一方では、平成19年の統一地方選挙以来、無投票当選が続いておりました、全国の市町村と同様に議員のなり手不足が課題となっている中で議決されたことでありますので、大変敬意を表したいと思っております。

今後とも行財政運営のバランスを大切にいたしまして、住民の皆さんが、舟橋村に住

みたい、住んでよかったとっていただける村づくりに取り組んでまいる所存であります。議員の皆様のご理解を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げる次第であります。

結びになりますけれども、議員の皆様には、時節柄、健康に十分ご留意いただきますようご祈念申し上げまして、大変簡単でございますけど、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

○議長（川崎和夫君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年12月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時36分 閉会